

「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」(77)

2018年7月15日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から2016年5月に生じた諸問題を取り扱います。)

I 戦争法、戦争、反対運動(1)

一 戦争法の実体化の過程

(1) 2016年5月1日、日米両政府が在日米軍再編計画(ロード・マップ)に合意してから10年になった。同計画の、①基地再編強化、②日米の軍事一体化のうち、①基地再編計画については当初は2014年までに完了の予定であったが、現状では、①2025年工事継続(辺野古新基地=普天間基地返還)、②2028年以降完成(グアム新基地)、③2017年完了(米空母艦載機の岩国移転)、④基地統合については当初は2007年3月までに計画策定の予定だったが、現状は、2013年計画策定、2014年度~2028年度又はその後に戻還、⑤キャンプ座間への第一軍団前方司令部移転は、当初は2018年9月までに完了の予定であったが、2017年12月移転完了、という状況である。全体としてみれば、③を除き、大幅に遅れているのである(4月1日赤旗)。

(2) ①2016年5月2日、政府は、戦争法(安全保障関連法)により可能となった他国との共同訓練を夏(2016年)の参議院選挙後に先送りする方針を固めた。

②なお、自衛隊と米軍の共同訓練は2016年の、①1~2月日米共同統合演習「キーンエッジ」、②6~12月頃陸自・米空軍の共同訓練「レッド・フラッグ・アラスカ」、③8~9月頃陸自・米軍の共同訓練「キーン・ソード」、

④11月頃海自・米海軍の共同訓練「陸上自衛隊演習」、⑤2017年1~3月頃陸自・米海兵隊の共同訓練「アイアン・フィスト」が予定されたが、実施されたのは、「キーンエッジ」のみである(5月2日河北新報)。

⑥この事実は、「戦争法」反対勢力が生み出したものである。

(3) ①5月2日、「新憲法制定議員連盟」(会長中曽根康弘元首相。自民党、公明党、おおさか維新の会、日本のこころを大切にする党などの改憲派の議員で構成)は、都内で「新しい憲法を制定する推進大会」を開催した。

そして「憲法改正作業が、全国で展開されるよう念願する」とする決議を行った(5月3日赤旗)。

②そして与野党は、3日の憲法記念日に当たり談話を出した(5月3日赤旗)。

③自民党 憲法改正のための国民投票は実施できる状況にある。衆参両院の憲法審査会や各党と連繫を図り、あらゆる機会を通じて国民各層の理解を得つつ、憲法改正原案の検討、作成を目指す。

④民進党 安倍首相は憲法改正への野心を隠すことなく、衆参で3分の2を制することを目指している。参院選、衆院選で誤った憲法改正を目指す政権の暴走を止め、平和主義

を守り抜く。

㊦公明党 新しい時代に対応した改正があつてしかるべきで、加憲を主張している。何を対象とすべきか、党内論議を深め、憲法審査会を中心に政党間の合意形成に務め、国民の理解を深める。

㊧社民党 安倍政権の意のままに（憲法を）変えさせるわけにはいかない。憲法改悪に反対する多くの人々と共に全力で闘う。

㊨生活の党 安倍政権の目指すところは自衛隊の海外派兵だ。その実現のための憲法改正は決して許されない。

㊩共産党は以下の小池書記局長談話を発表した。

一（前略）

戦争法が施行されたもと、日本の自衛隊が戦後初めて外国での戦闘に参加し、「殺し、殺される」危険が差し迫ったものとなっている。安倍政権が立憲主義を乱暴に踏みにじって戦争法を強行したことで、法治国家としての土台が根底から危うくされている。国家権力が憲法を無視して暴走することを許せば、独裁政治に道を開くことになってしまう。

いまこそ日本の政治に立憲主義、民主主義と平和主義を取り戻し、「個人の尊厳」を断固として守りぬく社会にするために、力をあわせることを呼びかける。

一 安倍首相は「自民党は自主憲法改正草案を決めている」「(きたるべき国政選挙で)この草案をお示ししていきたい」と明文改憲への執念をあらわにしている。自民党の「憲法改正草案」は、憲法9条2項を削除し「国防軍」創設を明記し、海外で武力行使を無条件にできるようにするものである。「緊急事態条項」を創設し、事実上の「戒厳令」を可能にするなど、国民の自由と人権を奪う深刻な

内容が盛り込まれている。憲法13条の「個人として尊重」を「人として尊重」という表現に置き換えようとしているが、これは一人ひとりの違いを認めあい、すべての個人を例外なく人格をもったかけがえのない存在として尊重するという、立憲主義の根本原理の抹殺にはかならない。「公益及び公の秩序」の名による基本的人権の制限が盛り込まれており、憲法を「国民が国家権力を縛る」ものから「国家が国民を縛る」ものへと根本から変質させ、憲法を憲法でなくしてしまうという、時代逆行もはなはだしいものである。

(中略)

一 いま日本に求められているのは、憲法9条を生かした平和外交を力強くすすめることである。テロと戦争の悪循環を断ち切り世界からテロをなくすこと、北朝鮮問題の解決、南シナ海の紛争問題の解決など、どれをとっても、軍事的対応は事態の悪循環を招くばかりである。

(中略)

外交交渉による平和的解決に徹することこそが、希望ある未来を開く唯一の道である。

一 日本社会は、格差の拡大と貧困の新たな広がりという重大な問題にも直面している。「アベノミクス」のもとで巨額の富がほんの一握りの富裕層に集中する一方、貧困の新たな広がりが深刻になっている。

貧困と格差をただし、公正・公平な社会に向かって前進していくためにも、生存権、幸福追求権、個人の尊重、教育を受ける権利などを定め、世界でも先駆的な人権条項を持っている日本国憲法に基づく政治を実現することが求められている。

(中略)

一 いま、多くの市民・国民が主権者とし

での強い自覚をもって立ち上がり、「自分たちの政治だから自分たちで担う」「いうことを聞かせる番だ、私たちが」など、憲法をよりどころに声をあげ、行動に立ち上がっている。日本の戦後政治史でも初めての、「市民革命的」ともいえるうねりが、日本の政治を動かす大きな力となっている。

(後略)

③以上の各党の談話を通貫しているのは、憲法「改定」に積極的なのは自民、公明の2党のみであること、自公の集団的自衛権容認の改憲策動は国民的・人民的な支持を得ていないことである。

このことは世論調査にも反映している。NHKの2016年4月15日～17日の調査では、憲法「改正」に「必要ある」が27%、「必要ない」が31%。「朝日」の3～4月の調査では、「変える必要はない」が55%、「必要がある」が37%、「読売」の1～2月下旬の調査では、「(改憲)しない方がよい」が50%、「する方がよい」が49%であり、憲法九条について、「朝日」の調査で「変えない方がよい」が68%、「変える方がよい」が27%である。

④ 5月3日、米海兵隊のMV22オスプレイが自衛隊東富士演習場(御殿場市)で離着陸訓練をした(5月4日赤旗)。

このことは、米軍が日本全土を飛行基地として自由に使用していることを表わしている。

⑤ ①5月3日、安倍首相は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」に、自民党総裁としてビデオメッセージを伝えた。その概要は、“憲法に自衛隊という言葉はなく、憲法学者の7割が違憲の可能性があると述べている。本当に自衛隊は違憲とされているまま

でいいのか、国民的議論に値する”というものである(5月5日赤旗)。

②このビデオ・メッセージの真意は、自衛隊を合憲化して集団的自衛権を持たせることを意図したものである。

⑥ ここでテロの問題を取り上げる。

A) 私達は、ともすればテロとイスラム教ないし中東諸国とを結び付けがちであるのではないか。その反省を込めて、「イスラム協力機構(OIC)事務局長顧問アブドル・ボカリ氏の述べることを要約して紹介する。テロと中東の問題を正しく理解することが必要だからである(5月5日赤旗)。

① OICはテロとたたかう組織であること。

② 生まれ乍らのテロリストはおらず、彼らはテロ組織の犠牲者であること。

③ 若者がテロリストになる原因に対処するためには、差別、疎外、悪い統治、テロ組織の情報収集、資金を断つことが必要であること。

④ ISなどの過激組織は、ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)を使って憎しみのメッセージを広げていること。

⑤ これと闘うメッセージを発展させ、イスラム教の聖典「コーラン」の真の内容を拵げ、イスラム教が平和、友好を求めていること。

⑥ 世界のテロ事件の犠牲者の8割がイスラム教徒であり、宗教とテロとを結び付けるのは正しくないこと。

⑦ 過激派組織はイスラムの名でテロを実行しており、イスラム恐怖症を引き起こしていること。

⑧ キリスト教やユダヤ教の預言者を信じ

ないとイスラム教は成り立たないこと。イスラム教徒にとって他の宗教を辱めることを考えることはできないこと。

- ⑨ イスラム教徒を辱める人がいるが、表現の自由の名の下に他者を辱めてはならないこと。
- ⑩ OIC は諸宗教や諸文明との対話を追求してきたこと、そして世界は衝突する必要がなく、協力しよう、多様性が我々を強くすること。
- ⑪ 国民が幸せなら、問題は自然と解決されること。

以上がアブドル・ボカリ氏の見解である。

B) 私達が学ぶべき点は、①イスラム教は、平和を尊びテロを容認しない宗教であること、②テロを生み出すのは、差別、疎外、偏見、悪政であること、③テロを根絶するのは、多様な宗教、多様な文明が相互理解の上に、国民＝人民が幸せな社会にしていく努力であること、である。

つまり、テロを根絶するのは、武力で弾圧することではなく、平和的解決こそテロ根絶の最大の方策であることを学ぶべきである。

(以下次号)